

入札公告

次の工事について制限付き一般競争入札に付す。

令和8年7月7日

兵庫県
契約担当者
兵庫県伊丹高等学校長
黒河内 雅典

1 入札に付する事項

(1) 事業名

県立伊丹高等学校体育館空調設備設置事業（以下「本件事業」という。）

(2) 事業場所

伊丹市緑ヶ丘7丁目31番1

(3) 事業概要

県立伊丹高等学校体育館空調設備設置工事について、詳細設計付き工事発注方式を活用して設計、工事、工事監理を一括発注する。事業者は以下の対象施設において次の業務を行う。業務の詳細は要求水準書による。

- ① 県が示す基本設計に基づく詳細設計業務
- ② 工事業務
- ③ 工事監理業務
- ④ その他事業実施に必要な業務

【対象施設】

学校名	棟名	構造・階数・延べ面積	工事場所
県立伊丹高等学校	講堂兼体育館	鉄筋コンクリート造＋一部鉄骨造 2階建 3,040.04 m ²	アリーナ 1,050.00 m ²

空調設備 ガス式ヒートポンプエアコン室外機 2組 ほかー式

(4) 事業期間

契約締結日から令和8年11月30日限り

(5) 予定価格 56,180,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格 有

(7) 発注方式 詳細設計付き工事発注方式

(8) 入札方式 制限付き一般競争入札（事後審査型）

ただし、入札のしおりに記載の（再度の入札）は、行わないものとし、入札回数は、1回限りとする。

(9) 落札方式 最低価格落札方式

本件事業は、発注者が示す基本設計に基づく詳細な設計図書の作成と施工を一括して発注し、価格競争入札を実施して、事業者を選定する方式の適用工事である。

(10) 契約締結予定日 令和8年8月中旬予定

(11) 支払条件

- ① 年割支払 無
- ② 前払金 有
- ③ 中間前払金 有
- ④ 部分払 有（履行期間中2回以内とする）
- ⑤ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 81 条の 3 に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

(1) 入札参加資格工種	管工事
(2) 営業所の所在地に関する要件	<u>阪神北県民局、阪神南県民センター、丹波県民局、北播磨県民局又は神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。</u>
(3) 入札参加資格格付等級又は総合評定値	申込期限日に有効な入札参加資格者名簿の管工事における格付等級が A 等級又は B 等級であること。ただし、A 等級の者にあつては、県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）別表に規定する社会貢献評価数値を有する者であつて、その点数が 40 点以上であること。 また、総合評定値通知書における管工事の平均完成工事高が、各工事の平均完成工事高合計の 25 パーセント以上であること。
(4) 技術・社会貢献評価数値に関する要件	資格要件 ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。 イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による<u>管工事業に係る建設業の許可</u>を有すること。 ウ 申込期限日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）における<u>工種が管工事</u>であること。 エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の<u>有効期間が契約締結予定日（令和 8 年 8 月中旬予定）まで</u>であること。 なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、提出期限日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。 オ <u>阪神北県民局、阪神南県民センター、丹波県民局、北播磨県民局又は神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であつて、申込期限日に有効な入札参加資格者名簿の管工事における格付等級が A 等級又は B 等級であること。ただし、A 等級の者にあつては、県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）別表に規定する社会貢献評価数値を有する者であつて、その点数が 40 点以上</u>であること。 カ 総合評定値通知書における<u>管工事の平均完成工事高が、各工事の平均完成工事高の合計の 25 パーセント以上</u>であること。 キ <u>入札参加資格者名簿の管工事における資格格付要領第 4 条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であつて、その合計点数が 20 点以上</u>であること。ただし、入札参加資格者名簿の管工事における県発注工事成績を有しない者は、次の(イ)から(ロ)の工事成績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）を 1 件に限り申請できる。この場合において、管工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を換算基準（注）により換算した点数を加算した点数が 20 点以上であること。 (イ) 国土交通省近畿地方整備局発注の工事。ただし、入札参加資格の管工事に該当し、令和 2 年度から令和 6 年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。

	(イ) 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の管工事に該当するもので、令和2年度から令和6年度までの間に完成したものに限る。 (ウ) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社発注の工事。ただし、入札参加資格の管工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 (エ) 農林水産省近畿農政局発注の工事。ただし、入札参加資格の管工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 (オ) 西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団及び独立行政法人水資源機構発注の工事。ただし、入札参加資格の管工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ク 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。 ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。 コ 県発注の管工事に係る低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結した工事を申込期限日までに完了しない者は、入札参加資格者名簿の管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績が65点以上であること。 サ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。
(5) 建設業の許可に関する要件	管工事業に係る建設業の許可を有すること。
(6) 配置技術者に関する要件	(1)配置技術者の要件 (7) <u>建設業法の規定による管工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本件工事に配置できること。</u>ただし、請負代金額が4,500万以上の場合は、建設業法に規定する営業所における専任技術者でない者を本件工事に専任で配置できること。 また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。 (イ) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。 また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。 なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。ただし、本件工事及び他の工事の契約希望金額が建設業法施行令（昭和31年政令273号）第27条第1項に定める金額未満である場合は、この限りではない。

	(f) 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事に配置すること。なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。 (2)現場代理人の要件 (f) 建設工事請負契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を適正に配置できること。 また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に 3 か月以上の雇用関係）がある者であること。 (i) 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。
(7) 入札保証金	不要
(8) その他	別紙、「制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」2 に示すとおり。

(注) 換算基準

(点)

工 事 成 績	～63	64～68	69～73	74～78	79～83	84～88	89～
加 算 点	-40	-20	0	+30	+60	+90	+120

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日	場所・方法
(1) 建設工事請負契約書等の閲覧	令和8年7月 7日（火）から 令和8年7月17日（金）まで（注2、3）	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室
(2) 設計図書の交付	令和8年7月 7日（火）から 令和8年7月17日（金）まで（注2、3）	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室
(3) 提出資料の様式等の交付	令和8年7月 7日（火）から 令和8年7月17日（金）まで（注2、3）	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室
(4) 入札参加申込書の受付	令和8年7月 7日（火）から 令和8年7月17日（金）まで（注2、3）	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室 原則メールまたは郵送で送付する メールアドレス Itami_hs@pref. hyogo. lg. jp
(5) 質問書（様式 20 号）の受付	令和8年7月 7日（火）から 令和8年7月21日（火）正午まで	兵庫県立伊丹高等学校事務室へFAX で送付する FAX 072-782-3349
(6) 回答書の閲覧	令和8年7月23日（木）午後1時から	入札参加者に FAX で回答する
(7) 入札、開札及び工事費内訳書の提出	令和8年7月29日（水）午前10時から	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 第 2 図書室
(8) 入札結果の公表	落札決定後速やかに	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室
	契約締結後速やかに	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 31 番 1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室

(注1) 上記の期間は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。

(注2) 毎日午前9時から午後4時まで

(注3) 正午から午後1時までを除く

(注4) アドレスは（<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/kenita-hs/NC3/>）

5 入札方法等

(1) 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際し、第1回目の入札に対応した工事費内訳書（設計書に示す様式）を提出すること。

(2) 入札に参加するに当たっては、当該工事にかかる入札申込書の写しを同封・持参すること。

(3) 入札書の郵送可 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、入札前日の令和8年7月28日（火）午後4時まで に下記8の場所に必着のこと。

6 入札参加資格確認資料の提出

開札後、入札執行者から下記の入札資格確認書類の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く）に、兵庫県立伊丹高等学校まで各1部提出すること。

(1) 配置予定技術者の資格 (様式6号の2)

(2) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 (様式7号)

(3) その他、契約担当者が入札参加資格確認のため、必要と認めた書類

7 その他

(1) 別紙「制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」のとおりとする。

(2) 現場説明会は実施しない。

8 入札担当（問い合わせ先）

伊丹市緑ヶ丘7丁目31番1 兵庫県立伊丹高等学校 事務室

電話番号 072-782-2065（自動音声⑥） FAX 072-782-3349